



<p><b>【必要事項記載部分】</b></p> <p>1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項</p> <p>① 指定市町村名              都道府県 _____ 市町村 _____ (区) _____</p> <p>② この用紙を船長又は船員に交付した年月日              _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>③ 船員の選挙人名簿登録地市町村名              都道府県 _____ 市町村 _____ (区) _____</p> <p>④ 令第13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第59条の6又は第59条の6の3に係る請求の別              第59条の6に係る請求 _____ 第59条の6の3に係る請求 _____</p> <p>2. 不在者投票管理者等の記載事項</p> <p>① 氏名（署名） _____</p> <p>② 指定船舶等の名称 _____</p> <p>③ この用紙を船員に交付した年月日              _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>3. 立会人の記載事項              氏名（署名） _____</p> <p>4. 船員の記載事項</p> <p>① 氏名（署名） _____</p> <p>② 住所 _____              市区町村 _____</p> <p>③ 選挙人名簿登録証明書の交付年月日              _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>④ 船員手帳の番号 _____</p> <p>5. 代理投票の仮投票の場合              代理記載人の署名 _____</p>	<p><b>【投票記載部分】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;"> <input type="checkbox"/> 船長の署名  <input type="checkbox"/> 船員の署名  <input type="checkbox"/> 立会人の署名  <input type="checkbox"/> 代理記載人の署名  <input type="checkbox"/> 不在者投票管理者等の署名  <input type="checkbox"/> その他         </p>	15		14		13		12		11		10		9		8		7		6		5		4		3		2		1	
15																															
14																															
13																															
12																															
11																															
10																															
9																															
8																															
7																															
6																															
5																															
4																															
3																															
2																															
1																															
<p>(切り取り線)</p>  <p style="text-align: right; font-size: small;">             ファクシミリ送信時の              用紙の向き              (お送りする際には、用紙の向き              及び表裏に注意してください。)         </p>																															
<p><b>【注意事項記載欄】</b></p> <p>1 投票送信用紙の交付から送信までの手続</p> <p>(1) 令第13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第59条の6に係る請求の場合</p> <p>① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1、2、3欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりせず、投票の記載をする場所4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載してください。</p> <p>② 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて船長から知らされた電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。</p> <p>③ 代理投票の場合は、4欄には代理記載人が記載してください。</p> <p>④ 5欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。</p> <p>(2) 令第13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第59条の6の3に係る請求の場合</p> <p>① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1欄及び2欄中②欄に記載されている事項を消したり、修正を加えたりしないでください。</p> <p>② 船員は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が指定した時間内に確認書の送信を行った後、審査の期日の告示があった日の翌日から当該審査の期日の前日までの間の指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内において、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載し、2欄中①、③欄及び3欄については、何も記載しないでください。</p> <p>③ 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。</p> <p>2 投票送信用紙の送信後の手続</p> <p>(1) 令第13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第59条の6に係る請求の場合</p> <p>① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、船長に提出してください。</p> <p>(2) 令第13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第59条の6の3に係る請求の場合</p> <p>① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、確認書とともに保管し、本邦の港に帰ったときに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長あて送致してください。</p> <p>3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続</p> <p>船長は、船員から令第13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第59条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が法第26条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第49条第8項に該当する審査人である旨を記載した上で、船員に交付してください。</p> <p>交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記1②③及び2②①と同様に送信等を行ってください。</p> <p>なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。</p>																															
<p>市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印</p>																															

備考

- 一 投票送信用紙は両面印刷の方法により調製しても差し支えないが、投票記載部分及び必要事項記載部分の裏面には何も印刷しないこと。
- 二 投票送信用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 三 投票送信用紙に押すべき指定市町村（公職選挙法施行令第五十九条の六第二項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 四 不正行為を防止することができると認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 五 投票記載部分にいずれの審査に係る投票送信用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。
- 六 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第五十九条の六に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の必要事項記載部分の「1. 指定市町村の選挙管理委員会の印」欄に、同令第五十九条の六の三に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の「1. 指定市町村の選挙管理委員会の印」欄及び「2. 不在者投票の記録事項」欄中「③ 請求審査の結果」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。
- 七 投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

<p><b>【必要事項記載部分】</b></p> <p>1. 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項</p> <p>①南極投票指定市町村名              都道府県      市町村      (区)</p> <p>②この用紙を隊長に交付した年月日              年      月      日</p> <p>③審査人の選挙人名簿登録地市町村名              都道府県      市町村      (区)</p> <p>2. 不在者投票管理者の記載事項</p> <p>①氏名 (署名) _____</p> <p>②投票記載場所 _____</p> <p>③この用紙を審査人に交付した年月日              年      月      日</p> <p>3. 立会人の記載事項          氏名 (署名) _____</p> <p>4. 審査人の記載事項</p> <p>①氏名 (署名) _____</p> <p>②住所 _____              市区町村 _____</p> <p>③南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付年月日              年      月      日</p> <p>5. 代理投票の仮投票の場合          代理記載人の署名 _____</p>	<p><b>【投票記載部分】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td></td></tr> </table> <p style="font-size: small; text-align: right;">             ○ 氏名や選挙の判官に記入するに際しては、必ず「×」を記入し、その後に「○」を記入してください。              ※ 選挙の判官に記入するに際しては、必ず「×」を記入し、その後に「○」を記入してください。         </p>	15		14		13		12		11		10		9		8		7		6		5		4		3		2		1	
15																															
14																															
13																															
12																															
11																															
10																															
9																															
8																															
7																															
6																															
5																															
4																															
3																															
2																															
1																															
<p>(切り取り線)</p> <div style="text-align: center;">  <p>ファクシミリ送信時の 用紙の向き</p> </div> <p><b>【注意事項記載欄】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「1. 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄には南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長が、「2. 不在者投票管理者の記載事項」欄には不在者投票管理者である隊長が、「3. 立会人の記載事項」欄には立会人が、それぞれ記載した後、交付されますので、審査人は記載事項を消したり、修正を加えたりしないでください。</li> <li>2 不在者投票管理者である隊長からこの投票送信用紙の交付を受けた審査人は、投票の記載をする場所で「4. 審査人の記載事項」欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。</li> <li>3 投票の記載を行った審査人は、直ちに不在者投票管理者である隊長が指定したファクシミリ装置を用いて隊長から知らされた電気通信番号を用いて南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてにこの投票送信用紙を送信してください。</li> <li>4 代理投票の場合は、「4. 審査人の記載事項」欄には代理記載人が記載してください。</li> <li>5 「5. 代理投票の仮投票の場合 代理記載人の署名」欄には、代理投票の仮投票の場合以外に記載しないでください。</li> <li>6 この投票送信用紙をファクシミリ装置を用いて送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。</li> <li>7 審査人は、ファクシミリ装置による送信を行った後は、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに隊長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、隊長に提出してください。</li> </ol>																															
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px 20px;">市 (区) (町) (村) 選挙管理委員会 印</div>																															

備考

- 一 投票送信用紙は片面印刷の方法により調製しなければならない。
- 二 投票送信用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 三 投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村（公職選挙法施行令第五十九条の八第二項に規定する南極投票指定市町村をいう。以下同じ。）の選挙管理委員会の印は、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、南極投票指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 四 不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することができるものと認められる場合に限り、南極投票指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 五 投票記載部分にいずれの審査に係る投票送信用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。
- 六 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票送信用紙の必要事項記載部分の「一・二」欄に必要事項を記入して交付しなければならない。
- 七 投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。